

独立行政法人監査基準の改訂に関する論点のたたき台

1. 検討の背景と今後の方向性

- ✓ 独立行政法人の会計は、「原則として企業会計原則によるものとする」（通則法）としつつ、「公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加える」（「中央省庁等改革の推進に関する方針」平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）こととされている。
- ✓ 通則法第37条に基づく主務省令においては、基準及び注解が企業会計の基準に優先して適用されることが定められている。
- ✓ 企業会計の基準が公表・改訂された場合には、独立行政法人の会計においてはそれを踏まえた基準及び注解の改訂の検討がなされてきた。また、独立行政法人の会計監査においても、その基準である独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書（令和2年3月26日改訂。以下「独立行政法人監査基準」という。）について同様に検討がなされてきたところである。
- ✓ 令和2年3月23日に金融庁企業会計審議会監査部会より、「監査基準の改訂について（公開草案）」が公表され、監査報告書における「その他の記載内容」に係る監査人の役割のより一層の明確化（令和4年3月決算に係る財務諸表の監査から実施）及びリスク・アプローチの強化（令和5年3月決算に係る財務諸表の監査から実施）が盛り込まれた。
- ✓ これらの最新の基準に規定される内容を、独立行政法人の会計監査に反映することについて、その必要性も含め、検討をしてはどうか。

2. 「その他の記載内容」について

（1）概要

- ✓ 「監査基準の改訂について（公開草案）」（令和2年3月23日金融庁企業会計審議会監査部会。以下「改訂案」という。）では、企業会計において、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書を除いた部分の記載内容（以下「その他の記載内容」という。）について、①監査人の手続を明確にするとともに、②監査報告書に必要な記載を求めることとされている。

現行	改訂案
「監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違」がある場合、監査報告書に情報として追記することとされている。	① 監査手続について「その他の記載内容を通読し、その他の記載内容と財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識との間に <u>重要な相違があるかどうかについて検討しなければならない</u> こと」が明確化されている。 ② 「その他の記載内容」について、その範囲、監査人の責任、報告すべき事項の有無、報告すべき事項がある場合はその内容等を <u>監査報告書に記載</u> することとされている。

→上記の趣旨は、①企業の財務諸表を含む開示書類のうち、監査した部分と監査していない部分（その他の記載内容）との記載内容の重要な相違について検討を行うことを明確にする

ことで、当該情報に対する監査人の役割を明確にすることと、②当該情報を監査報告書に記載し、監査報告書における情報提供の充実を図ることにあると考えられる。

(2) 主な論点

- ✓ 「その他の記載内容」に係る監査人の役割のより一層の明確化については、上記内容を踏まえ、独立行政法人において反映しない特段の理由が存在しないと考えられることから、独立行政法人監査基準に基本的な改訂案の内容を取り入れることが考えられるのではないか。
- ✓ 独立行政法人における「その他の記載内容」は、事業報告書のうち「会計に関する部分以外の部分」が該当するものと考えられる。これは、主務大臣に提出（承認後に公表）される財務諸表並びにその添付書類である事業報告書及び決算報告書（通則法第38条第2項）のうち、会計監査人の監査対象としては、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書が該当する（通則法第39条第1項）ためである。また、独立行政法人監査基準には事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査に関する規定が存在する。
- ✓ そのため、独立行政法人における「その他の記載内容」としての検討の対象は、事業報告書のうち「会計に関する部分以外の部分」とすることが考えられるのではないか。
- ✓ 「その他の記載内容」について、企業会計と同様に令和4年3月決算に係る財務諸表の監査からの適用とする場合、令和2年度中に改訂する方向で検討することが考えられるのではないか。

3. リスク・アプローチの強化について

(1) 概要

- ✓ 近年の金融庁公認会計士・監査審査会の検査結果において、重要な虚偽表示のリスクの評価に係る手続や特別な検討を必要とするリスクに対応する手続が適切に実施されていないとの指摘がなされている点、国際的な監査基準との整合性を確保する点などを踏まえ、「リスク・アプローチ」*の強化がなされた。

*「リスク・アプローチ」とは、財務諸表に重要な虚偽の表示が行われる可能性の要因に着目し、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び範囲を決定することにより、より効果的で効率的監査を実現しようとするものをいう。

(2) 主な論点

- ✓ 重要な虚偽表示のリスクの評価に当たり固有リスク及び統制リスクを分けて評価することなどの明確化がなされている点については、上記内容を踏まえ、独立行政法人において反映しない特段の理由が存在しないと考えられることから、独立行政法人監査基準に基本的な改訂案の内容を取り入れることが考えられるのではないか。
- ✓ 「リスク・アプローチ」について、企業会計と同様に令和5年3月決算に係る財務諸表の監査からの適用とする場合、「その他の記載内容」と併せて令和2年度中に改訂する方向で検討することが考えられるのではないか。

4. スケジュール

令和2年	9月18日	第11回会計基準等部会（論点出し、検討の方向性の決定）
	11月上旬	第21回共同WT（議論の方向性の確認・内容の検討）
令和3年	1月	第22回共同WT（独立行政法人監査基準改訂案取りまとめ）
	2月～	パブリック・コメント及び各府省意見照会
	3月	第12回会計基準等部会（独立行政法人監査基準改訂案の了承）

以 上